

「商習慣見直しに向けた自己適合宣言について」

高山産業株式会社は、改正省令に対応し以下の 3 項目を遵守し LP ガス業界の商慣行是正に向けて率先して取り組みます。

1：過大な営業行為の制限

正常な商慣習を超えた利益供与は致しません。

2：三部料金制の徹底

LP ガス料金の三部料金制を早期に実施し、適切な LP ガス料金でお客様のニーズにお応えすると共に、充実したサービスを提供してまいります。

3：LP ガス料金等の情報提供

お客様はもとより不動産管理会社等に対し、積極的に LP ガス料金等の情報提供を実施いたします。

私たちは、ガスを「モノ」として販売するのではなく、お客様に LP ガスを安心・安全・快適にご利用いただき、豊かな暮らしをご提案していきます。私たちが届けるものは、ガスではなく「感動」です。

さらに、保安の高度化・サービスの拡充を追求し、お客様に満足していただけるよう努めることを宣言いたします。

2024 年 6 月 1 日

高山産業株式会社